



録画配信はこちら

通学路等の安全対策

Q 予算措置や従事する職員の優先度は

A 計画に基づく予算措置。事業量による職員配置に努めている

公共施設の省エネ対策

問 建物の断熱や気密性が低いと透過率が高く、非常に効率が悪くなり、光熱費が上昇することにつながる。外壁の外断熱、ペアガラス、二重サッシ、開口部の遮熱措置、屋根屋上防水の対応は必須であると思う。庁舎等リニューアル事業における空調と省エネ対策はどのように実施するのか。

答 (総務政策監) 秦荘庁舎の空調設備は、各フロアや部屋に個別式エアコンを設置する予定である。また、新たに建築する保健センター棟については、個別式エアコンを設置する。外壁の平均熱貫流率や、窓の平均日射熱取得率等を基にした空調設備機器の選定を行った省エネ対策に努めた建物としている。

給食費の限定的な無償化や軽減措置

問 物価高騰による子育て世代に経済的負担軽減を実施すべきである。給食費の限定的な無償化、または時

答 (福祉政策監) 過去の防災訓練では、地域から拠点避難所まで担架の搬送訓練、愛知消防署の指導により簡易担架の作成方法やAED操作訓練等を実施した他、各自自治会における安否確認訓練等、実践的な訓練を実施してきた。地域と協働した取り組みとして、支援を要する避難行動要支援者に対し、各種訓練以外にも日常的な声

答 (町長) 事業量を勘案した配置に努めている令和4年度決算の概要の安全で安心なまちづくりの項目において、歩道を含む道路整備に取り組んでいることを記載しており、歩道等の安全対策は重要な施策のひとつと考えている。また、県道部分の整備については、毎年知事への要望もしているところである。また、必要な予算並びに従事する職員は、毎年、整備計画に基づいた予算



平居地先の通学路

を措置するとともに、設計積算などに従事する土木専門の職員を含め、事業量を勘案した配置に努めている。命に関わる対策には、歩道等の整備をはじめとするハード面の安全対策と、啓発活動にもあるように、「ドライバー、歩行者などの道路利用者の安全意識のさらなる向上に取り組みなどソフト面の対策があり、両輪として住民の皆様とともに安全な環境づくりを進めていきたいと考えている。

駐車場周知看板の設置について

Q 周知看板は本契約とは別途工事だ

A この看板は解体工事との関連性は高い



録画配信はこちら

周知看板の不適切設置

問 駐車場周知看板の設置は、県屋外広告物条例に照らしてどのように認識していたのかを問う。

答 (町長) 町が広告物を設置する場合には、建設・下水道課に通知を行う必要があるが、この手続きが欠落していた。

看板を歩道敷に入れ込んだ設置行為は認められていない。

問 県条例に抵触する進言をしなかった職員のコンプライアンスを問う。

答 (町長) 条例窓口(建設・下水道課)への通知ができていなかったことについて、大変遺憾であり、お詫び申し上げます。屋外広告物条例に係る認識不足により生じた。再発防止に努めていく。

問 民間が掲出禁止物件に看板を設置した場合の対応を問う。

答 (町長) 県条例への認識不足が主因



旧愛知川警部交番跡地の駐車場周知看板

答 (町長) まずは口頭による指導。改善が見られない場合は、文書指導、次に勧告及び督促書の交付、それでも改善が見られない場合は措置命令書の交付となる。最終的には行政代執行や警察署への告発の手続きを取るようになる。

問 駐車場周知看板を撤去されたが、誰が費用負担を行うのかを問う。

答 (町長) 解体工事との関連性が高いと考えており、変更契約での対応は妥当と考える。

問 周知看板は、解体工事の変更契約となるのか。公契約として適切な処理か。

答 (町長) 周知看板の設置費用は、当初設計に含まれていない。解体工事中に町民の方から「なにかできるのですか」などの問い合わせがあり、広く普段の生活の中で見える形で周知の情報提供を検討し設置することにした。

問 看板は、一度撤去し再設置した。検査も行わずに工事仕様書以外の工事が行えるのかを問う。

答 (町長) 町との別契約者ではない。再設置は、現場の手直し作業である。検査は今後実施する。

問 不適切な工事を強要した。町長のガバナンスを問う。

答 (町長) 今回の工事変更の対応が、他の工事と比較して配慮が欠けていたとは考えていない。

学校給食費の無償化を

問 学校給食法第11条をもって、給食費は保護者負担でなければならないのかを問う。

答 (教育長) 学校給食費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とするとされており、給食費の無償化は考えていない。